

報告第 7 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和6年6月4日提出

有田川町長 中山正隆

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事項を専決処分する。

令和6年3月29日専決

有田川町長 中山 正 隆

専決処分事項	令和5年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第4号)
理 由	令和5年度の事業費が確定したことにより、繰入金等の額が確定したので、予算の補正を要するため。

令和5年度

有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第4号)

令和5年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和5年度有田川町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,112千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ788,243千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月29日専決

有田川町長 中山正隆

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	保険料	287,136	△1,009	286,127
	1 後期高齢者保険料	287,136	△1,009	286,127
2	使用料及び手数料	20	△10	10
	1 手数料	20	△10	10
3	繰入金	490,790	△952	489,838
	1 繰入金	490,790	△952	489,838
5	諸収入	1,489	△141	1,348
	2 雑入	1,488	△141	1,347
	歳 入 合 計	790,355	△2,112	788,243

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	21,418	△836	20,582
	1 総務管理費	20,717	△833	19,884
	2 徴収費	701	△3	698
2	後期高齢者医療広域連合納付金	766,462	△1,087	765,375
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	766,462	△1,087	765,375
3	保健事業費	2,000	△104	1,896
	1 保健事業費	2,000	△104	1,896
4	諸支出金	465	△85	380
	1 償還金及び還付加算金	464	△85	379
	歳 出 合 計	790,355	△2,112	788,243

予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

2 歳 入

3 歳 出

2 歳 入

1 款 保険料 △1,009千円
 1 項 後期高齢者保険料 △1,009千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者保険料	千円 287,136	千円 △1,009	千円 286,127
計	287,136	△1,009	286,127

2 款 使用料及び手数料 △10千円
 1 項 手数料 △10千円

1 督促手数料	20	△10	10
計	20	△10	10

3 款 繰入金 △952千円
 1 項 繰入金 △952千円

1 一般会計繰入金	490,790	△952	489,838
計	490,790	△952	489,838

5 款 諸収入 △141千円
 2 項 雑入 △141千円

1 雑入	1,488	△141	1,347
------	-------	------	-------

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年度分特別 徴収保険料	千円 △469	住民課 現年度分特別徴収保険料	千円 △469
2 現年度分普通 徴収保険料	△540	住民課 現年度分普通徴収保険料	△540

1 督促手数料	△10	住民課 督促手数料	△10

1 事務費繰入金	△78	住民課 事務費繰入金	△78
4 職員給与費繰 入金	△283	住民課 職員給与費繰入金	△283
5 その他一般会 計繰入金	△591	住民課 その他一般会計繰入金	△591

1 雑入	△141	住民課 過年度保険料還付金 健康推進課 人間ドック助成金 健康診査事務費	△85 △52 △4
------	------	--	------------------

5款 諸収入
2項 雑入

△141千円
△141千円

目	補正前の額	補 正 額	計
計	千円 1,488	千円 △141	千円 1,347

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

3 歳 出

1 款 総務費

△836千円

1 項 総務管理費

△833千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 20,717	千円 △833	千円 19,884	千円	千円	千円 △287	千円 △546
計	20,717	△833	19,884	0	0	△287	△546

1 款 総務費

△836千円

2 項 徴収費

△3千円

1 徴収費	701	△3	698			△10	7
計	701	△3	698	0	0	△10	7

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

△1,087千円

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

△1,087千円

1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	766,462	△1,087	765,375			△1,087	
計	766,462	△1,087	765,375	0	0	△1,087	0

3 款 保健事業費

△104千円

1 項 保健事業費

△104千円

1 保健衛生普 及費	2,000	△104	1,896			△104	
計	2,000	△104	1,896	0	0	△104	0

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 △212	総務課 時間外勤務手当	千円 △212
4 共済費	△71	総務課 職員共済組合負担金	△71
10 需用費	△171	住民課 消耗品費 印刷製本費	△3 △168
12 委託料	△379	住民課 電算委託料	△379

10 需用費	△3	住民課 消耗品費	△3

18 負担金補助及 び交付金	△1,087	住民課 後期高齢者医療広域連合納付金	△1,087

18 負担金補助及 び交付金	△104	健康推進課 一日、脳ドック助成金	△104

4款 諸支出金

△85千円

1項 償還金及び還付加算金

△85千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保険料還付金	千円 414	千円 △37	千円 377	千円	千円	千円 △85	千円 48
2 還付加算金	50	△48	2				△48
計	464	△85	379	0	0	△85	0

節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金利子及 び割引料	千円 △37	住民課 保険料還付金	千円 △37
22 償還金利子及 び割引料	△48	住民課 還付加算金	△48